

国選弁護人・付添人の契約約款(報酬基準)の改正について

契約約款の改正について、令和6年3月28日に法務大臣に認可され、同年4月1日に施行されます。改正後の契約約款の概要等は以下のとおりです。

1 改正後の約款が適用される事件

改正後の約款が適用されるのは、施行日（令和6年4月1日）以降に指名通知請求又は最初の事件の起訴があった弁護事件、施行日以降に指名通知請求があった付添事件です。

(例1) R6.3.25に被疑事件の国選弁護人に選任され、R6.4.3に同事件が起訴され、そのまま（選任手続なく）被告人の国選弁護人になった場合

→被疑事件は改正前の約款、被告事件は改正後の約款が適用される

(例2) R6.3.25に被疑事件①の国選弁護人に選任され、R6.4.4に被疑者が同事件について処分保留で釈放された直後に被疑事件②について逮捕・勾留され、R6.4.6に同事件の国選弁護人に選任された場合

→被疑事件①は改正前の約款、被疑事件②は改正後の約款が適用される

(例3) R6.3.25に本起訴事件の国選弁護人に選任され、R6.4.10に追起訴された事件が本起訴事件に併合され、両事件の国選弁護人を務めた場合

→全体について、改正前の約款が適用される

2 新約款の概要

(1) 上訴審及び抗告・再抗告審の丁数加算方式の見直し

該当約款

弁護

付添

(改正後の弁護算定基準38条3項、41条、49条2項、54条、付添算定基準26条3項、28条)

基礎報酬について、記録の丁数に応じて加算する方式（左下表）を廃止し、事件類型に応じて加算する方式に変更しました。事件類型及び加算率は、弁護事件、付添事件について、それぞれ右下表のとおりです。複数類型に該当する場合、加算率を合算します。

【弁護事件】

改正前		改正後	
丁数	加算率	事件類型	加算率
1000～5000	+50%	否認事件（※1）	+10%
5000～10000	+100%	裁判員裁判事件	+50%
10000～	+200%	検察官上訴	+50%

※1 公訴事実を争い、又は刑訴法335条2項の事実を主張するとき

【付添事件】

改正前		改正後	
丁数	加算率	事件類型	加算率
1000～5000	+50%	否認事件（※2）	+10%
5000～10000	+100%	観護措置の特別更新事件	+50%
10000～	+200%	検察官抗告受理申立事件	+50%

※2 非行事実を争い、又は刑訴法335条2項の事実を主張するとき

(2) 示談等加算報酬における加算方式の見直し

 該当約款

 弁護

 付添

(改正後の弁護算定基準30条1項〔別表G1〕、4項、5項〔別表G3〕、付添算定基準16条3項、4項〔別表D〕)

被害者複数の事件における特別成果加算（示談等加算）報酬算定方法について、改正前は、被害者数に応じて定められた報酬額（左下表の報酬額欄の額）を総被害者数で除した金額に成果をあげた被害者数を乗じた金額を支給する方式をとっていました。改正後は、これを改め、成果をあげた被害者数に応じて加算をした金額を支給する方式に変更しました。具体的には、成果をあげた1人目の被害者の加算額（右下表A欄の額）に、成果をあげた2人目以降の被害者1名ごとに下表B欄の額を加算した額を支給します。後者の加算額（右下表B欄の額）は改正前の半額ですが、加算の上限額は撤廃しました。

改正前			改正後		
成果	被害者数	報酬額	成果	報酬額	
減刑嘆願書の取得	1名	5,000円	減刑嘆願の取得	A	5,000円
	2名	6,000円		B	500円
	3名	7,000円	50%相当額以上について 損害賠償		A
	4名以上	8,000円		B	1,000円
50%相当額以上について 損害賠償	1名	10,000円	100%相当額以上について 損害賠償	A	20,000円
	2名	12,000円		B	2,000円
	3名	14,000円	和解契約の成立		A
	4名以上	16,000円		B	3,000円
100%相当額以上について 損害賠償	1名	20,000円	和解契約の成立	A	30,000円
	2名	24,000円		B	3,000円
	3名	28,000円			A
	4名以上	32,000円		B	
和解契約の成立	1名	30,000円	和解契約の成立	A	30,000円
	2名	36,000円		B	3,000円
	3名	42,000円			A
	4名以上	48,000円		B	

(例)被害者3名の事件において、被害者2名と和解契約が成立した場合の報酬加算額

〔改正前〕28,000円（計算式：42,000円 ÷ 3 × 2）

〔改正後〕33,000円（計算式：30,000円 + 3,000円）

(3) その他改正前の約款で不合理性が指摘されていた項目の改正

ア 鑑定留置期間中に「選任→解任」された場合等における報酬支給

(改正後の弁護算定基準12条)

 該当約款

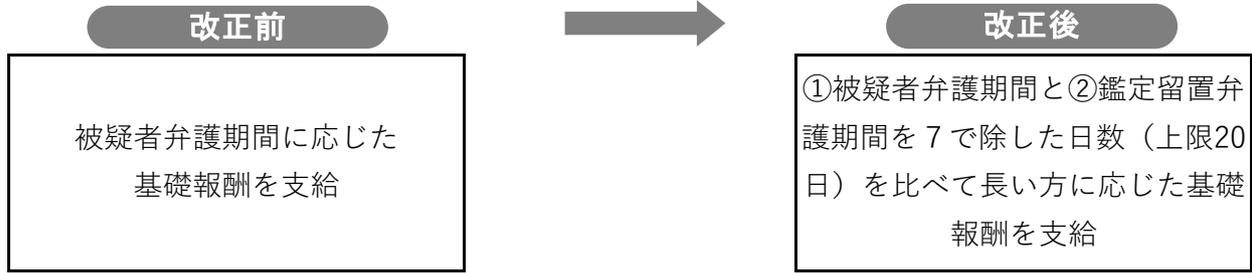
 弁護

 付添

①被疑者の鑑定留置期間中に国選弁護人の選任及び解任が行われた場合の基礎報酬

改正前	改正後
基礎報酬支給なし	鑑定留置弁護期間を7で除した日数（上限20日）に応じた基礎報酬を支給

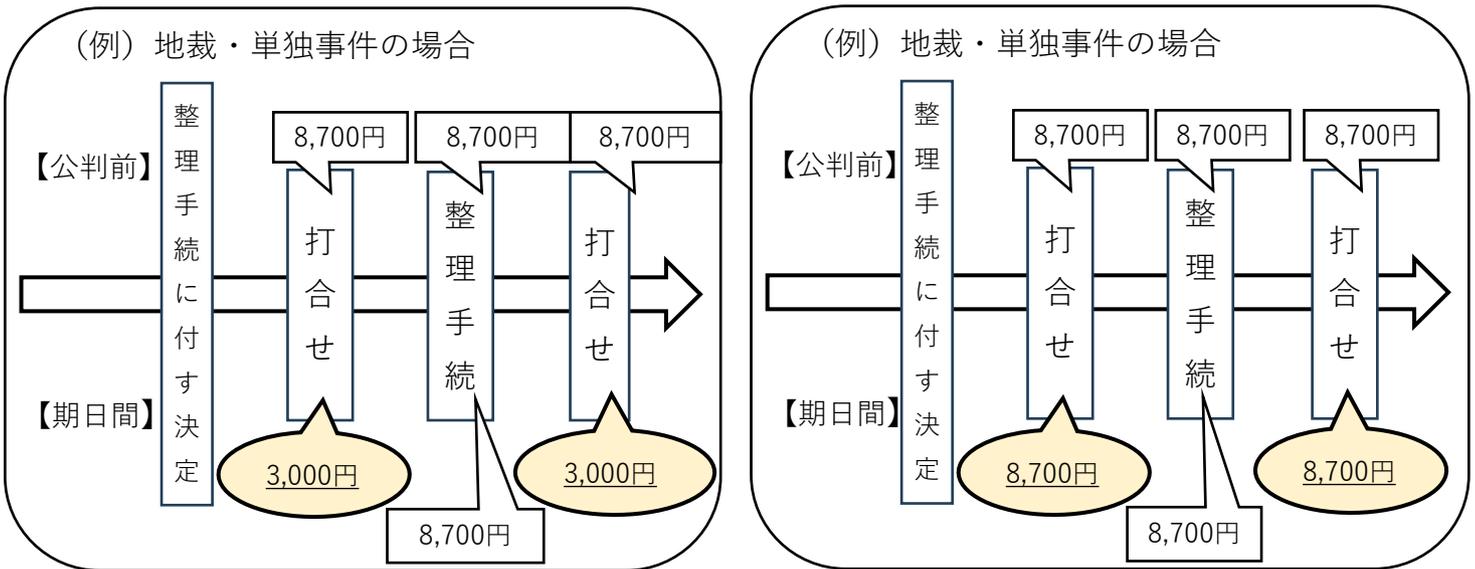
②勾留中の被疑者が鑑定留置された場合（①の場合を除く）の基礎報酬



イ 期日間整理手続に付された事件における打合せに対する報酬額

（改正後の弁護本則別表A4番号1(14)、算定基準21条）

該当約款 弁護 付添



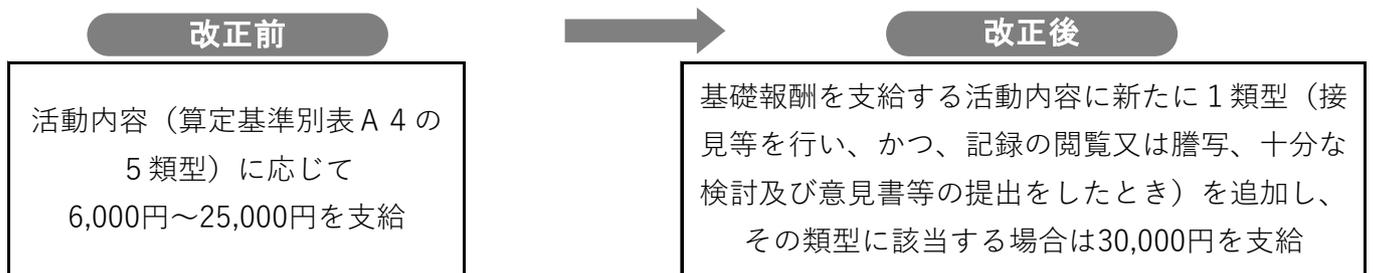
ウ 第1回公判期日前に途中で活動を終了した場合の基礎報酬

（改正後の弁護算定基準18条3項、4項、41条〔別表A4番号6〕）

該当約款 弁護 付添

○第1回公判期日前に弁護人解任・公訴棄却の判決若しくは決定があった場合や

控訴審における控訴趣意書提出の前に弁護人解任、公訴棄却の判決若しくは決定、控訴取下げがあった場合

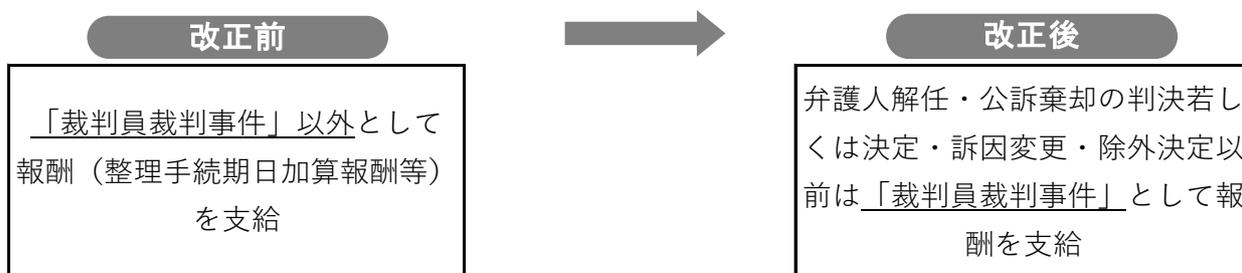


エ 裁判員裁判対象事件において第1回公判期日前に訴因変更等があった場合における報酬

(改正後の弁護士算定基準11条4項、21条の2)

該当約款 弁護 付添

- 裁判員裁判対象事件で第1回公判期日前に弁護士解任・公訴棄却の判決若しくは決定・訴因変更・除外決定があった場合

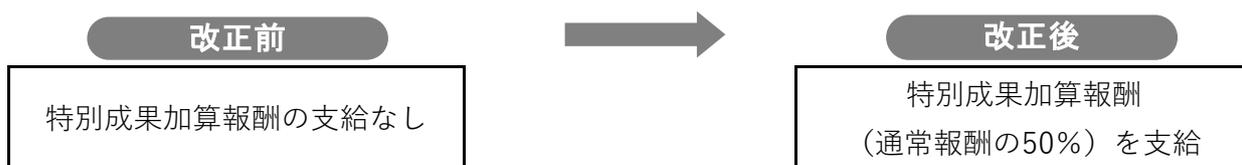


オ 少年被告人に対する家庭裁判所への移送決定がなされた場合における報酬支給

(改正後の弁護士算定基準30条2項〔別表G2番号2-2〕)

該当約款 弁護 付添

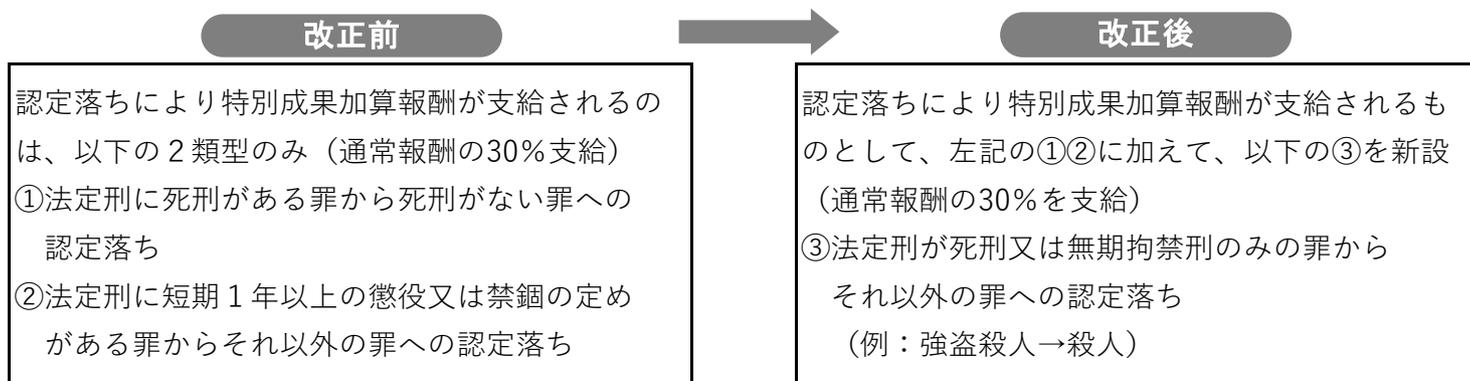
- 少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送決定がされたとき



カ 認定落ちに対する報酬支給

(改正後の弁護士算定基準30条2項〔別表G2番号3-2〕)

該当約款 弁護 付添

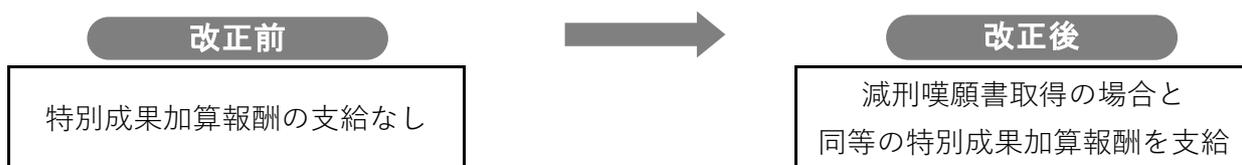


キ 減刑嘆願証言に対する報酬支給

(改正後の弁護士算定基準30条4項〔別表G3番号1〕、付添算定基準16条3項〔別表D番号1〕)

該当約款 弁護 付添

- 被害者が当該事件の公判廷等において減刑嘆願する旨の証言をした場合

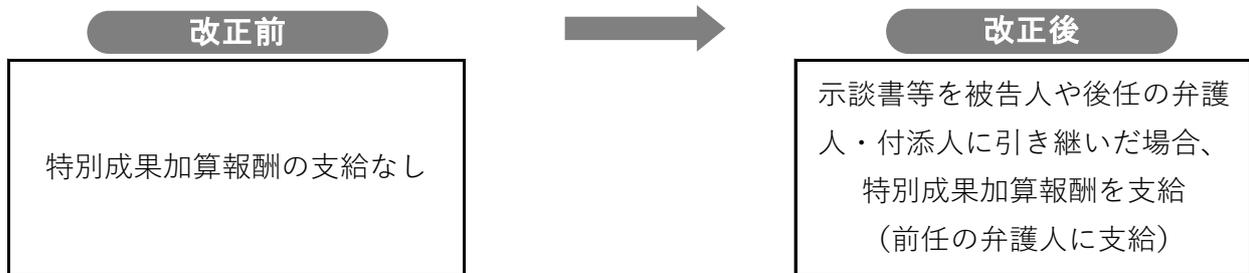


ク 示談書等の引継ぎに対する報酬支給

該当約款 弁護 付添

(改正後の弁護算定基準30条5項、付添算定基準16条4項)

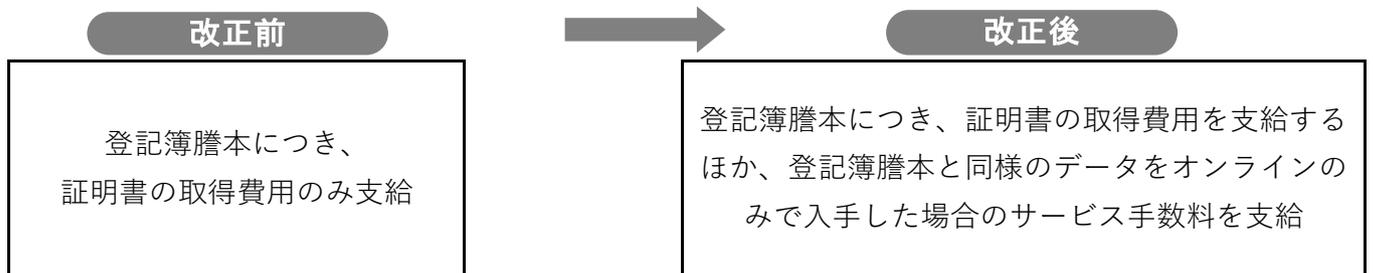
- 国選弁護人・付添人が被害者等と交渉して示談書等を取得した後、示談書等が取り調べられる前に解任された場合



ケ 登記情報サービス利用料金の支給

該当約款 弁護 付添

(改正後の弁護算定基準35条1項、付添算定基準23条)

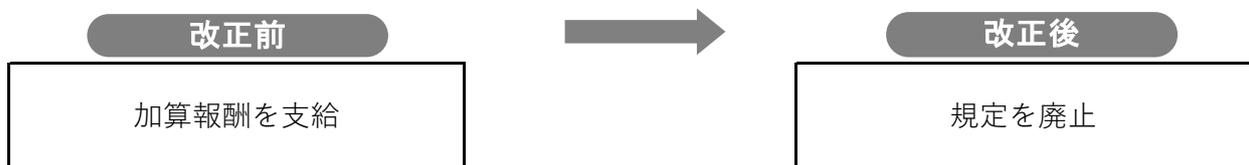


コ 控訴審における整理手続期日に対する報酬支給の廃止

該当約款 弁護 付添

(改正前の弁護算定基準37条1号、42条2項2号)

- 控訴審における整理手続期日出頭に対する加算報酬

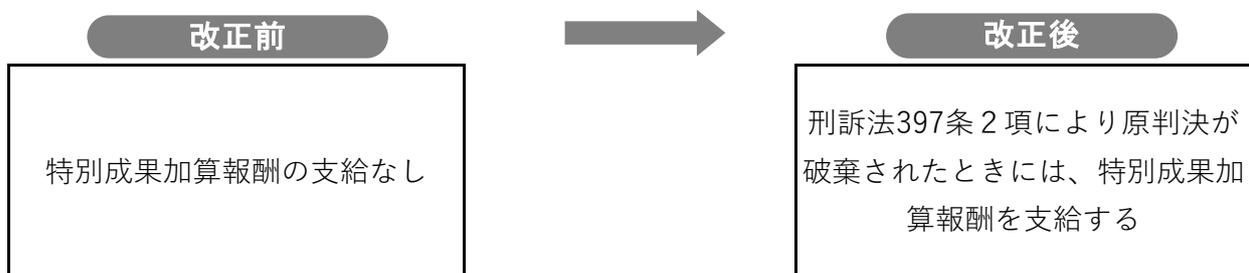


サ 控訴審での再示談による破棄判決の場合における報酬支給

該当約款 弁護 付添

(改正後の弁護算定基準44条2項)

- 第一審で示談等をし、控訴審で重ねて示談等をした場合



シ 少年審判期日なし事件等における報酬支給

該当約款

弁護

付添

(改正後の付添算定基準9条1項、3項〔別表A2番号6〕)

①少年審判が開かれずに少年法18条～20条、23条または62条の決定がされて終局した場合

改正前

少年法19条1項の決定の場合は算定基準別表A2の活動内容に応じた基礎報酬を支給し、それ以外の場合は基礎報酬の支給なし

改正後

少年法18条、19条2項、20条、23条、62条の決定の場合も、算定基準別表A2の活動内容に応じた基礎報酬を支給

②付添人が審判に一度も出席しないまま終局決定がされた場合

改正前

基礎報酬の支給なし

改正後

やむを得ない事由により出席しなかったとき、算定基準別表A2の活動内容に応じた基礎報酬を支給

③第1回審判前に付添人の解任により終局した場合の基礎報酬

改正前

活動内容（算定基準別表A2の5類型）に応じて6,000円～25,000円を支給

改正後

基礎報酬を支給する活動内容に新たに1類型（面会等を行い、かつ、記録の閲覧又は謄写、十分な検討及び意見書等の提出をしたとき）を追加し、その類型に該当する場合は30,000円を支給

ス 少年審判における一部非行事実なし事件に対する報酬支給

該当約款

弁護

付添

(改正後の付添算定基準16条2項)

○審判において、一部非行事実なしの認定がされた場合

改正前

一部非行事実なしを理由に、全部不処分決定があった場合のみ特別成果加算報酬を支給

改正後

一部非行事実なしを理由に、当該事実につき不処分決定があったときは、通常報酬の50%の特別成果加算報酬を支給（国選弁護士契約約款における一部無罪の場合と同等の取扱い）

セ 報酬等算定・再算定期限の延長制度の導入

該当約款

弁護

付添

(改正後の弁護本則22条5項、付添本則20条5項)

○法テラスの報酬等の算定・再算定結果の通知期限（契約弁護士の報酬請求期限に変更はありません。）

改正前

報告書提出から7日（延長不可）

改正後

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、7日以内に限り延長可能